

平成24年5月7日(月)
於 ホテルガーデンパレス

熊谷支部研修会

最近の最高裁判決から学ぶ事 武富士事件・長崎事件

DVD研修 品川芳宣氏

平成23年7月14日(木) 渋谷C.C.Lemonホール
15日(金) 日比谷公会堂

平成23年度
第10回 会員研修会 資料
(夜の部)

最近の最高裁判決から学ぶこと
～ 最高裁判決の意義と実務への影響 ～

講 師

早稲田大学大学院
会計研究科教授

しな
品

がわ
川

よし
芳

のぶ
宣 氏

東京税理士会

東京税理士協同組合教育情報事業配布資料

最近の最高裁判決から学ぶこと

— 最高裁判決の意義と実務への影響 —

はじめに

1. 租税法の解釈と判例

- (1) 租税法律主義上の法源
- (2) 法源と判例法
- (3) 判例法と最高裁判決
- (4) 最高裁判決と租税法解釈

2. 最高裁平成 23 年 2 月 18 日判決 —武富士事件—

- (1) 事件の概要
- (2) 判決要旨
- (3) 判決の問題点
- (4) 解釈・実務への影響

3. 最高裁平成 22 年 7 月 6 日判決 ―長崎事件―

- (1) 事件の概要
- (2) 判決要旨
- (3) 判決の問題点
- (4) 解釈・実務への影響

4. 最高裁平成 21 年 7 月 10 日判決 ―更正請求事件―

- (1) 事件の概要
- (2) 判決要旨
- (3) 判決の問題点
- (4) 解釈・実務への影響

5. 最高裁平成 22 年 7 月 16 日判決 ―医療法人事件―

- (1) 事件の概要
- (2) 判決要旨
- (3) 判決の問題点
- (4) 解釈・実務への影響

むすびに

資料

最新 判決 研究

Title	
国外財産を贈与した場合における 受贈者の「住所」の認定 —武富士事件—	
Date	
東京地裁平成17年（行ウ）第396号 平成19年5月23日判決	
品川 芳宣	Shinagawa Yoshinobu
早稲田大学大学院客員教授(専任) 筑波大学名誉教授	The professor of the Waseda University The professor of the University of Tsukuba graduate school

一、事実

(1) X（原告）は、父甲（平成18年8月10日死亡）及び母乙から、平成11年12月27日付の株式譲渡証書（以下「本件贈与契約書」という。）により、オランダの有限責任非公開会社であるYST社の出資口数720口（甲から560口、乙から160口、以下「本件出資」という。）を取得した（以下「本件贈与」という。）。なお、本件贈与前におけるYST社の出資総数は、800口で、甲が560口、乙が240口それぞれ所有していた。

Xは、本件贈与時には日本国内に住所を有せず、かつ、本件出資が日本国内にある財産ではない（国外財産）ということで、贈与税の申告をしていなかった。

(2) これに対し、Y税務署長は、本件贈与について、平成17年3月2日付で、Xに対し、贈与税の課税価格を1653億0603万円余、納付

すべき贈与税額を1157億0290万円余とする平成11年分贈与税の決定処分（以下「本件決定処分」という。）及び無申告加算税の額を173億5543万円余とする賦課決定処分（以下「本件賦課決定」という。）をした。

なお、Y税務署長は、本件出資の価額につき、財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）5の定めにより、評価通達に定める評価方法に準じて評価することとし、YST社の資産総額に占める株式及び出資の価額の合計額の割合が84.2%であることから、評価通達189に定める株式保有特定会社と同様に、評価通達185に定める純資産価額方式により評価することとした。

Xは、本件決定及び本件賦課決定を不服として、不服申立ての前置を経て、国（被告）に対し、本件取消請求訴訟を提起した。

二、争点と当事者の主張

争点

本件贈与日（平成11年12月27日）において、Xが日本国内に住所を有していたか否か。

国の主張

(1) 受贈者の住所がどこにあるのかは、単に住民票の記載事項により判断するのではなく、いずれが受贈者の「生活の本拠」に該当するかを、住居、職業、国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有するか否か、資産の所在等の客観的事実に加え、本人の居住意思・目的も考慮して、総合的に判断することとなるが、定

住の意思は必ずしも常に存在するものではなく、外部から認識し難い場合が多いため、本人の主観的な意思はあくまでもその判断のための一資料として考慮するにとどまるべきである。相続税法基本通達（以下「基本通達」という。）において、相続税法に規定する「住所」とは、各人の生活の本拠であり、生活の本拠であるか否かは客観的事実によって判定する旨規定されているが、これは、民法上の生活の本拠についての客観説を採ることを明らかにしたにすぎず、居住者の主観面を考慮することを排除するものではない。

そして、各法域においてその目的に応じた固有の住所が存在すると解されるのであるから、贈与税に関する住所の認定に当たっても、贈与税が、贈与によって財産が移転する機会に、その財産に対して課税される租税であって、相続税の補完税としての性質を持ち、相続税のみが課税されるとした場合には、生前に財産を贈与することによって、相続税の負担を容易に回避することができることになるため、このような税負担の回避を封鎖することを目的としていることが考慮されてしかるべきである。

この点について、相続税が、相続による財産の取得というかなり長期の間の偶然の一時における事象をとらえて課税されるものであることを考えると、たまたま一時的な居住地によって課税対象財産の範囲を異にすることには問題があり、一定期間外国における勤務や外国における事業活動のため永住許可を得て外国に居住するなどの事実があっても、外国における勤務等が終わった後は日本に帰る予定である者、又は外国における勤務中も日本において家庭を持ち、社会的に定住していると認められるような者の住所は、日本にあるものとして扱われるべきであろうとされていることが参考になる。

(2) 国が、本件で問題とされている平成9年6月

29日（以下「日本出国日」という。）から平成12年12月17日（以下「香港出国日」という。）までの期間（以下「本件滞在期間」という。）について、Xに対し、所得税の課税処分を行わなかったことは、国がXの所得税法上の住所が国外にあったと認定したことを意味するものではない。のみならず、所得税は、年・月などをもって定期に課される期間税であるのに対し、贈与税は、課税物件が随時に生じる随時税であること、所得税は一般に暦年の終了の時に納税義務が成立するのに対し、贈与税は贈与による財産の取得の時に納税義務が成立することなど、租税としての性質や課税体系を異にするから、所得税における住所と贈与税における住所は必ずしも同一ではない。

(3) 甲は、平成11年ころ、T社の将来を長男のXに委ねたいと考え、贈与者らのYST社に対する出資持分をXに贈与することとした。本件贈与の実行に至るまでには、甲及びその関係者らの間で、事前に贈与税の課税を回避するための綿密な協議が行われ、甲は、贈与税回避のためのスキームに従って、香港に渡航したものである。

もともと、甲及び乙が所有していた国内財産であるT社株式は、フランス及びオランダにおいて、極めて短期間に法人の設立や買収・増資、さらには金融機関から1000億円もの多額の借入を行うなどの様々な手法を駆使することにより、外形上、YST社の出資持分という国外財産に転換された。受贈者の国外住所化については、受贈者の滞在先として贈与税の負担のない香港を選択し、T社が2つの香港の会社を実質的に買収しXを代表者に就任させ、同人に香港居住の必要があるかのような外観を作出したほか、贈与後はXが日本に帰国することを控えるなど、甲ら及びXは、諸外国の税制を十分に研究して甲ら及びXの税負担が最小になるようにした上で、課税庁による調査が行われる可能性も念頭に置きつつ、周到的な準備を行い計画

的に本件贈与を実行したものである。Xが、このように贈与税を回避する目的で、香港に住所を移転したとの外形を作出するために香港に渡航したことは、もともと相続税回避を目的とする贈与税における「住所」の認定において、十分考慮されなければならない。

- (4) Xは、昭和57年12月18日に、甲、乙及び実弟丙など家族とともに、杉並区内の自宅（以下「本件杉並自宅」という。）に異動しており、このころから、Xの生活の本拠は、本件杉並自宅であった。なお、Xの住民登録は、平成9年7月10日に香港に移転しているものの、平成15年1月1日には、再び本件杉並自宅に戻っている。

Xの本件滞在期間中の日本滞在日数と香港滞在日数は、香港滞在日数の割合が65.8%ではあるものの、日本滞在日数の割合が26.2%であり、本件滞在期間の間、4日に1日以上も本件杉並自宅に起居していることから、生活の本拠が本件杉並自宅から移転していないことは明らかである。

また、本件滞在期間中、Xは、ヨーロッパ又は北米に9回渡航している。香港からヨーロッパ又は北米の主要都市に直行便があるにもかかわらず、Xは、そのうち7回はいったん東京に行ってから、ヨーロッパ又は北米に渡航しており、このことからXの生活の本拠が本件杉並自宅であることが分かる。

Xが頻繁に帰国している事実からだけでも、Xの生活の本拠が香港に移転したとまで認定することができないというべきであり、換言すれば、Xは、日本と香港の間を何度も行き来していたにすぎない。そして、Xは、平成12年12月に失踪し、約3年間その所在も不明であった（なお、Xは、平成15年12月21日にT社に復帰している。）。

- (5) T社は、香港に投資会社としてTTS社及びCH社（以下「本件香港各社」という。）を設立し、所要の費用を負担している。そして、X

最新 判例 研究

国外財産を贈与した
場合における受贈者
の「住所」の認定
－ 武富士事件 －

は、本件香港各社の役員を務めていた。しかしながら、本件各社が然したる業績を挙げてきたわけではなく、X自身も、ベンチャーキャピタリストとしての能力があったわけでもなく、Xが平成15年にT社に復帰した際も、香港での経験が生かされたわけでもない。いづれにしても、本件香港各社の設立やXの香港滞在は、本件贈与を含む一連の行為が完了するまでの一時的なものに過ぎない。



Xの主張

国
際
法

- (1) 最高裁判所大法廷昭和29年10月20日判決・民集8巻10号1907頁（以下「最高裁昭和29年10月20日判決」という。）は、「およそ法令において、人の住所につき、法律上の効果を規定している場合、反対の解釈をなすべき特段の事由のない限り、その住所とは、各人の生活の本拠を指すものと解するのを相当とする」と明言しているが、同判決により、以下が導かれる。
- ① 相続税法1条の2第1項の住所は、民法21条の定める住所の意義と同様、各人の生活の本拠を指すと解される。
- ② 納税者個人の「生活の本拠」とは、あくまで、納税者個人の「職業の」本拠ではなく、納税者個人の「生活の」本拠であり、個人が日々生きている生活圏内の中心を意味する。就業しているか否かを問わず、すべての納税者につき住所の認定のために一律に用いられる「生活の本拠」の意義は、納税者の仕事の内容、勤務の実態に関する諸要素により左右されるべきものではあり得ない。すなわち、

納税者の生活の本拠とは、通常は、納税者が、人間として、毎日、生活を営んでいる中心たる場所（通常は自宅）である。

- ③ 個人の生活の本拠は、主観的要素を排して、客観的事実によって認定される。基本通達1・1の2共-5も、「『住所』とは、各人の生活の本拠をいうのであるが、その生活の本拠であるかどうかは、客観的事実によって判定するものとする。」と明定している。

(2) 本件滞在期間中のXの香港での生活ぶりを概述すると、次のとおりであるから、本件贈与時のXの住所は、香港である。

- ① Xは、本件滞在期間中、本件香港自宅を自宅とし、同自宅で就寝、起床して朝食をとり、日中は、平日（通常午前9時から午後9時まで）及び土曜日（通常午前9時から午後6時まで）は、本件香港各会社のオフィス（ただし、平成11年1月以降。平成9年6月から平成10年12月までは、本件香港自宅の一部をオフィスとして使用していた。）に出社して、両社の代表取締役として勤務し、日曜日は、自宅ですごしたり、レストラン、劇場等で友人・知人らと交際していた。

- ② Xは、現在まで独身である。Xは、例えば、平成11年度には、GH社から毎月8万1090～8万4600香港ドル（113万5260円ないし118万4400円相当）の給与、TTS社から毎月9010ないし9400香港ドル（12万6140

円ないし13万1600円）の給与を受領しており、本件贈与時において、甲及び乙と生計を一にしているわけではない。

- ③ 本件滞在期間中のXの香港滞日数は、国の主張によれば、1286日中834日（65.8%）である。そして、Xは、本件贈与日を含む課税年度につき、本件香港自宅を自宅と考えて、香港政府に所得税を納税し、日本で所得税、地方税等を納税していない。国は、この事実について、何らとがめ立てしていない。

- ④ 本件香港各社は、日常的に、秘書、社員を雇用していた。このほか、両社の決算報告書の数字は、本件香港各会社が休眠会社ではなく、その常勤の代表取締役であるXも、香港で活動していたことを証明する。

- (3) 住所、すなわち生活の本拠は、客観的事実により判定されるべきであって、Xが租税回避の目的を有していたか否かという主観的事実は、そもそも論点ですらない。仮に、Xに贈与税の課税負担を減少させたい意思があったとしても、本件贈与のスキームによる当該意思は、単に一般に紹介され多くの資産家によって利用されていた節税行為、すなわち適法行為の意思にすぎないのであるから、租税法上非難されるべきいわれは皆無であるし、当該動機は、本件贈与日当時、Xが本件香港自宅を生活の本拠たる住所にするという居住意思があったことを裏付けるにすぎない。

三、判決要旨

請求認容（本件決定及び本件賦課決定取消）



前記事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) T社は、平成8年5月、投資会社であるJ社と共同でYST投資事業組合を結成し、T社が

10億円、J社が1億円をそれぞれ出資し、J社が業務執行組合員となり、国内でのベンチャー投資を始めた。同事業組合は、平成8年12月末時点で、25社に対し、4億5900万円の投資をした。

T社は、平成8年12月、J社と共同でYST2号投資事業組合を結成し、T社が28億円、J社が12億円をそれぞれ出資した。

最新 判決 研究

国外財産を贈与した 場合における受贈者 の「住所」の認定 － 武富士事件 －

(2) Xは、昭和40年7月9日に出生し、昭和57年12月、甲らとともに、本件杉並自宅に転居した。本件杉並自宅は、D社が所有し甲が賃借していたが、鉄筋コンクリート地下1階付2階建ての延べ床面積1999.37㎡の建物で、そのうち約42㎡がX個人の専用居室となっている。本件杉並自宅には、昭和57年12月以降、甲（死亡時まで）、乙及び丙（現在まで）が引き続き居住している。

Xは、昭和59年3月に都内の高校を卒業後、平成元年2月、留学のため渡米し、複数の大学で学んだ後平成6年12月に帰国した。Xは、平成5年11月30日、甲からT社の株式1001万200株の贈与を受けているところ、この贈与に係るXの贈与税の課税価格は209億6512万円余、贈与税額は146億6426万円余であった。

Xは、平成7年1月にT社に入社し、同社の都内支店の勤務を経た後、同年5月にTB支店長を経て、平成8年6月にはT社の取締役営業統轄本部長に就任し、各営業店の巡回指導やIR活動を担当した。Xは、平成9年3、4月ころ、甲が、J社のI会長とともに、投資の受入れを希望しているベンチャー起業家と面談する会議に立ち会ったことがあった。

(3) 平成11年当時の相続税法のもとにおいては、贈与者が所有する財産を国外へ移転し、さらに受贈者の住所を国外に移転させた後に贈与を実行することによって、我が国の贈与税の負担を回避し、又は、いずれの国の贈与税の負担も免れるという方法が、節税方法として一般に紹介されていた。香港では、贈与税は課されていない。

甲は、平成9年2月ころ、甲と親密な関係にあったWの紹介で、M弁護士から、上記の贈与税回避手法の一般的な説明を受けた。

T社は、平成9年5月20日に開催された取締役会において、海外での事業展開を図るため、香港に海外事業統括子会社を設立するこ

となどを決議した。その後、T社は、同年7月8日に開催された取締役会において、アジアを中心とした海外でのファイナンス業務及びベンチャーキャピタル業務の展開のための情報収集、調査、提携案件の検討並びに現地法人設立に向けた具体的な検討及び準備のため、香港駐在役員としてXを選任し、6月29日付けでXが香港に着任することを承認した。

(4) 本件滞在期間中に占める香港滞在日数の割合は65.8%、日本滞在日数の割合は26.2%である。本件滞在期間中、Xは、欧州又は北米に9回渡航しているが、このうち7回はいったん東京（成田）を経由してから、欧州又は北米に渡航している。

(5) Xは、香港において、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、食器などの家財が備え付けられ、部屋の清掃やタオル、シーツの交換などホテルと同様のサービスが受けられるサービスアパートメント（本件香港居宅）に滞在することになっていたため、Xが日本出国時に香港へ携帯したのは衣類程度であった。本件香港居宅の賃貸借契約の内容は、当初、賃貸期間が平成9年7月1日から平成11年6月30日までの24か月間、賃貸料が月額7万6000香港ドル（約113万円余）、保証金が22万8000香港ドルであった。平成11年7月29日に更改された契約では、賃貸期間が平成11年7月1日から平成13年6月30日までの24か月間、賃借料が月額5万3500香港ドル（約77万円余）、保証金が16万0500香港ドルとされた。同契約は、平成11年11月30日に、借主がXからTTS社に変更された。

Xは、本件滞在期間中、月に一度は日本に

帰国していたが、その際は、家族とともに、本件杉並自宅で起居していた。

- (6) T社は、平成9年8月5日、消費者金融業及びベンチャーキャピタル業を営むことを目的として香港でTTS社を設立することを決議し、同年9月、TTS社の株式を買い取り、X、I・J社会長、T社海外事業部長Kがその取締役就任した。TTS社は、3億円の増資を行い、うち2億円をT社が引き受け、1億円はJ香港社が引き受けた。

平成9年11月1日、TTS社は、T社、J香港社とともに、YST国際投資事業組合を結成した。同ファンドは、T社が10億円、TTS社が1億円、J香港社が1億円をそれぞれ出資し、主として香港、台湾その他アジア地域へのベンチャー投資を行うことを目的としていた。同ファンドは、TTS社及びJ香港社が共同業務執行組合員となり、管理報酬として、出資金総額に対してJ香港社が年率2%、TTS社が同1%を、成功報酬として、投資純益のそれぞれ10%を取得できることとされていた。

平成9年9月から平成10年12月までのTTS社の事業は、①消費者金融を含む金融業、②ベンチャーキャピタル、③上記に係る情報収集、調査、検討及び交渉、④T社の将来の海外でのファイナンス事業に係る情報収集、調査、評価並びに進出形態、進出に係る契約等の助言、⑤海外金融機関に対するT社の会社説明の代行、とされていた。

平成10年10月当時、TTS社の事務所は、J社香港社の事務所の一部を借りており、電話は設置されたものの、電話番号簿への登録はなく、ファクシミリはJ社香港社のものを使用していた。TTS社は、現地の商工会議所には加盟しておらず、常勤の役員はX1名であり、Xが現地での業務を執行しているほか従業員はおらず、会計帳簿・稟議書等はT社本社において作成されており、株主総会、取締

役会は決議書を役員間で回付する方法により実施されている状況であった。

また、Xが、TTS社の事務所を訪れたのは、月2、3回程度であった。

- (7) T社は、平成10年12月8日、TTS社をJ社との共同事業の運営拠点として存続させつつ、新たに全額出資子会社を設立し、ベンチャービジネスへの投資、M&A等今後の投資は新会社を中心に行っていく旨の取締役会決議をした上、香港に本店を置く休眠会社を1000香港ドルで買い取り、社名をGHインベストメント(GH社)に変更した上、30億円の増資を行い、T社が30億円と999香港ドル、Xが1香港ドル相当の株式を所有することとした。Xは、平成11年1月5日、同社の取締役に就任した。

これに伴い、香港各会社は、新たに借りた事務所と現地採用秘書を共同使用するとともに、個別に電話回線を設置することになった。現地採用秘書は、香港各会社の経費支出を逐一T社本社に報告しており、香港各会社の帳簿類は、T社で作成していた。

- (8) 本件香港各会社の経営状況は、次のとおりである。

① TTS社

設立日から平成10年12月末まで

当期純損失 286万余香港ドル

平成11年12月期

当期純利益 110万余香港ドル

平成12年12月期

当期純利益 54万香港ドル

② GH社

設立日から平成11年12月末まで

当期純損失 845万余香港ドル

平成12年12月期

当期純損失 5939万余香港ドル

- (9) Xが香港における滞在に関連して、得意先との面談、接待、契約ないしIR活動を行った日は、平成9年10月から同12年5月までの間、

延べ168日である。

また、Xは、本件滞在期間中も、月1回の割合で開催されるT社の取締役会の多くに出席しているが、報告内容の多くは、海外投資活動やT社の海外IR等の海外事業についてのものであり、それ以外の事項については、抽象的、精神論的な意見の表明がほとんどであった。

Xは、本件香港各会社から役員報酬として、平成10年には108万余香港ドル、平成11年には110万余香港ドルを受け取った。他方、Xは、本件滞在期間中、T社から、149万円余（平成11年3月期）、180万円（平成12年3月期）の役員報酬を受け取った。Xが本件香港各社及びT社から受領した役員報酬の合計額は、同時期のT社の常務取締役のうち最も報酬の高い者と近い額となっている。

なお、平成12年12月、Xが香港を出国後、TTS社等は事実上休業状態になり、TTS社株式もT社に譲渡された。

(10) 平成10年の後半又は平成11年の年頭のころ、W公認会計士は、甲に面会し、以後数回にわたり、相続税・贈与税、事業承継等をテーマに税務に関するレクチャーをし、平成11年10月ころには、本件贈与の実行に関する具体的な提案をし、そのころ、Xに対しても同様の説明をした。同年12月、W公認会計士は、政府税制調査会が相続税法の納税義務者に関する規定について改正を検討しているとの情報を得て、甲に対して、同年内の本件贈与の実行を進言し、贈与を実行した場合には、Xが1年以上海外にいるようにすることなどを説明し、Xに対しても、同年内に贈与を実行する必要があることを説明した。



検討

23
31

(1) 住所について

法令において人の住所につき法律上の効果を

最新 判例 研究

国外財産を贈与した 場合における受贈者 の「住所」の認定 — 武富士事件 —

規定している場合、反対の解釈をすべき特段の事由のない限り、住所とは、各人の生活の本拠を指すものと解するのが相当であり（最高裁判昭和29年10月20日判決参照）、生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものである（最高裁判所第三小法廷昭和35年3月22日・民集14巻4号551頁参照）。そして、一定の場所がある者の住所であるか否かは、租税法が多数人を相手方として課税を行う関係上、客観的な表象に着目して画一的に規律せざるを得ないところからして、一般的には、住居、職業、国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有するか否か、資産の所在等の客観的事実に基づき、総合的に判定するのが相当である。これに対し、主観的な居住意思は、通常、客観的な居住の事実に具体化されているであろうから、住所の判定に無関係であるとはいえないが、かかる居住意思は必ずしも常に存在するものではなく、外部から認識し難い場合が多いため、補充的な考慮要素にとどまるものと解される。

国は、相続税の性質や課税体系の点から、外国における勤務等が終わった後に日本に帰る予定である者の住所は日本にあるものとすべきであると解しうる見解を紹介している。しかしながら、かかる見解によれば、例えば、我が国における居宅を引き払って、数年間外国に勤務し、その間に我が国に帰国せず、日本国内に生活拠点を保持しなかった場合であっても、将来日本に帰る予定があれば、国内に住所を有することになるが、このような場合にまで「住所」が国内にあるというのは、

「住所」の日本語としての通常の意味内容からかけ離れるものといわざるを得ないし、国が自ら定めた基本通達1・1の2共-6にも反するものであって、上記見解は採用し難い。

(2) Xの住居について

Xは、本件滞在期間中の全日数のうち、26.2%に相当する日数は日本に滞在し、その間には本件滞在期間前の住所である本件杉並自宅に起居していたところ、Xが日本出国日に香港へ携帯したのは衣類程度であったのであるから、本件杉並自宅は従前と同様、Xの住居として使用することができる状態にあったと考えられる。

他方、Xは、本件滞在期間中、その65%余りの日数を香港で過ごし、その間は専ら本件香港自宅で起居飲食していたものである。そして、本件香港自宅は、ホテルと同様のサービスが受けられるサービスアパートメントであるが、当初の契約では、賃貸期間を24か月とし、賃料3か月分の保証金を賃貸人に差し入れることとされており、さらに当初の賃貸期間満了時には、賃貸期間をさらに24か月延長して契約が更新されていることからみて、本件香港自宅は相当期間使用されることが予定されていたというべきであって、Xの香港滞在が一時的なものであったことを裏付けるものとはいえない。また、本件香港自宅が高額な家賃であったり、生活諸道具を持ち込んでいないことをもって、前記認定を左右するものではない。

以上によれば、本件杉並自宅と本件香港自宅は、いずれも生活の本拠としての住居たりえるものであるといえ、住居の点からXの住所が国内にあったとすることはできない。

(3) Xの職業等について

本件の事実によれば、Xの職業に着眼しても、本件滞在期間中のXの職業活動は、海外、とりわけ香港を中心としたものというべきであって、生活の本拠が国内にあったことを裏付ける要素は乏しいといわざるを得ない。国は、X

の香港における活動は、実体の伴わないものであって、香港における居住事実を作出するための作為的なものにすぎないと主張するのであるが、Xの本件滞在期間中の活動が香港を中心としたものであったことは既に詳細に認定したとおりである。そして、Xの活動が、一人前のベンチャーキャピタリストとしてのそれであるとの評価に値するものであったかどうかには疑問の余地があり、むしろ、研修ないし武者修行としての色彩があることは否定し難いとしても、研修ないし武者修行の場が香港であると認められる以上、職業生活の場が香港であることには変わりがないのであるから、いずれにせよ国の主張を採用することはできない。

(4) 親族について

Xは独身であり、甲、乙ないし丙と生計を一にしていたことを認めるに足りる証拠はないから、Xが国内に生計を一にする親族を有していたとはいえない。

(5) 資産の所在について

本件の事実において、金額面で比較すれば、Xの資産は国内にあるものが主であるが、香港でも生活をする上で必要な資産を有しており、本件滞在期間中の生活費等の支払も、日本国内、香港の双方の銀行口座からされているから、資産の所在から、Xの生活の本拠が本件杉並自宅にあったか否かを判断するのは困難である。

(6) 居住意思その他Xの主観的事実について

① 金融機関等への住所変更届出の状況は、数の上では届出をしなかった金融機関等が多いが、住所変更手続の手間を厭ったものと考えられないわけではないし、現実に住所変更届出をした金融機関もあるのであるから、直ちにXの居住意思が本件杉並自宅所在地にあったものとは認められない。

② Xは、T社の常務取締役就任時の取締役就任承諾書及び役員宣誓書に本件杉並自宅所在地を住所として記載しているが、他方で、本

件香港自宅所在地を住所として記載した書類も多数残されており、その中には、T社の有価証券報告書における大株主欄、香港の医療保険会社の加入手続書のように、書面の提出先及び性質から本件香港自宅所在地を住所として記載せざるを得ないものもある。

- ③ Xは、本件贈与の実行において、多額の贈与税の負担を回避しようとしてW公認会計士らの指示を受けているのは事実である。

しかしながら、前示のとおり、XはT社の海外駐在役員ないし香港各会社の代表者の地位にあって、現実にそれらの業務に従事していたものであり、かかる業務が贈与税を回避するために作出された外形にすぎないとは認められないのであるから、Xが本件滞在期間中に単に贈与税の負担を回避することのみを目的として香港に滞在していたとは認定し難い。また、Xの香港滞在の目的の1つに贈与税の負担回避があったとしても、現実にXが本件香港自宅を拠点として生活をした事実が消滅するわけではないから、Xが贈与税回避を目的としていたか否かが、本件杉並自宅所在地が生活の本拠であったか否かの点に決定的な影響を与えるとは解し難い。このよう

最新 判例 研究

国外財産を贈与した場合における受贈者の「住所」の認定
— 武富士事件 —

に、Xの主観的事情を考慮したとしても、Xの生活の本拠が本件杉並自宅所在地であったとすることは困難である。



まとめ

四三〇

以上のとおり、Xは3年半ほどの本件滞在期間中、香港に住居を設け、同期間中の約65%に相当する日数、香港に滞在し、上記住居にて起臥寝食する一方、国内には約26%に相当する日数しか滞在していなかったのであって、Xと甲ないしT社との関係、贈与税回避の目的その他国の指摘する諸事情を考慮してもなお、本件贈与日において、Xが日本国内に住所すなわち生活の本拠を有していたと認定することは困難である。国の主張は、Xの租税回避意思を過度に強調したものであって、客観的な事実と合致するものであるとはいえない。

四、解説

はじめに

本件は、我が国のサラ金業界の最大手であるT社の経営者夫妻が、T社の株式をオランダ法人YST社（外国法人）に保有させ、そのYST社の出資口数の大部分（総口数の90%、本件出資）を長男Xに香港で贈与（本件贈与）したのであるが、贈与税の負担を回避するためにXの住所を日本国内に存しないように工作しておいたため、本件贈与に対し我が国の贈与税が課せられるか否かが争われたものである。

また、本件は、争いの対象となる贈与税額が

今までの税務訴訟における訴額の中でも最大となることや、本件のような租税回避を防止するための相続税法改正の直前において本件贈与が行われたこともあって、社会的にも大きな注目を集めたものである。

特に、本件では、サラ金業自体が専ら我が国の経済的弱者から利益を吸い上げているのであるが、その経済的弱者が社会福祉等を通じて最も恩典を受けることとなる我が国の租税（贈与税、相続税）を完全に回避しようとする（注1）冷酷な「資本の論理」が貫かれようとしている

納税義務の範囲(平成12年度改正後)

相続人・受贈者 被相続人・ 贈与者		国内に住所あり	国内に住所なし		
			日本国籍あり		日本国籍なし
国内に住所あり	国外居住5年以下	(改正前どおり) 国内・国外財産と もに課税	国外居住5年以下	国外居住5年超	
	国外居住5年超		特別措置により国外 財産にも課税	(改正前は国内財産 のみ)	(改正前どおり) 国内財産のみに課税

(注)住所・国籍の有無、居住期間の計算は財産取得の時を基準とする。上部分が変更点

のである。それに対し、「住所」の意義の解釈等によってその「資本の論理」が打破できるかという租税法の解釈のあり方が問われるという問題が生じることになる。その問題の解決方法においては、租税回避の防止と租税法の解釈のあり方について考えさせられるところが多い。

以下、これらの問題点について、従前の事例や関連する相続税法及び所得税法上の関係条項等に照らして論じることとする。



「住所」と課税規定

租税法

(1) 本件贈与が行われた平成11年当時の相続税法では、「この法律の施行地に住所を有するもの」は、全ての贈与により取得した財産について贈与税が課され(旧相法1の2一)、「この法律の施行地に住所を有しないもの」は、贈与によりこの法律の施行地にある財産を取得した時にのみ贈与税が課せられる(旧相法1の2二)ことになっていた。このように、国内に「住所」を有するか否かによって課税関係を異にするのは、相続税においても同様であった(旧相法1)。

しかしながら、このような規定では、本件のように、贈与を受ける者の住所を国外に移し、国内財産を国外財産に仕立てる方法(特に、株式等においては容易である。)によって、我が国の相続税や贈与税の負担を回避することが横行していたため、前記規定の改正の必要性が指摘されてきた。

(2) かくして、平成12年度の税制改正において、次に掲げる者が贈与税の納税義務が課せられることになった(相法1の4)。

- ① 贈与により財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの。
- ② 贈与により財産を取得した日本国籍を有する個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの(当該個人又は当該贈与をした者が当該贈与前5年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがある場合に限る。)
- ③ 贈与によりこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの(前記②に掲げる者を除く。)

この②のように、我が国の住所を有しなくなっても、5年間課税関係が継続することについては、相続税の場合も同様である(相法1の3三)。このような課税関係を図解すると、上図のようになる(注2)。

(3) このように、国内に個人の住所が存するか否かによって課税関係が異なることは、所得税法においても類似する。所得税法では、個人を居住者、非居住者及び非居住者に区分し、それぞれ納税義務の範囲を異にする(所法5)。

この場合、居住者とは、「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人」(所法2①三)をいい、非居住者とは、「居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、

過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人」をいい(所法2①四)、そして、非居住者とは、居住者以外の個人をいう(所法2①五)。

また、居住者与非居住者の区分については、国家公務員又は地方公務員(これらのうち日本の国籍を有しないもの及び国籍を有する者であっても、現に国外に居住し、かつ、その国に永住すると認められる者を除く。)は、国内に住所を有しない期間についても国内に住所を有するものとみなして、所定の条項が適用される(所法3①、所令13)。

なお、所得税法では、所定の場合には、国内に住所を有する者等と推定されるときがある。すなわち、国内に居住することとなった個人が、①その者が国内において継続して1年以上居住することが通常必要とする職業を有すること及び②その者が日本の国籍を有し、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有することその他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が国内において継続して1年以上居住するものと推測するに足る事実があることに該当する場合には、その者は、国内に住所を有する者と推定され(所令14①)、このように住所を有する者と推定される個人と生計を一にする配偶者その他の扶養親族が国内に居住する場合には、これらの者も国内に住所を有する者と推定される(所令14②)。逆に、国外に居住することとなった個人が、国外において同様な事情があれば、その者は、国内に住所を有しない者と推定される(所令15)。



住所の意義等

昭和57

- (1) 以上のように、個人に課税される贈与税、相続税又は所得税においては、その個人の住所が国内にあるか否かによって課税関係が大

きく異なることになる。ところで、「住所」という用語については、相続税法においても又は所得税法においても、特段の定義規定を設けているわけではないので、租税法の解釈においては、いわゆる借用概念の典型であると解されている(注3)。

借用概念とは、租税法上用いられている用語のうち、他の法分野で用いられ、既に明確な意味内容を与えられている概念を意味し、他の法分野から借用しているという意味で、そのように呼称される。この点では、「住所」は、民法上、「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」(民法21)と定められ、「住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。」(民法22)と定められているところである。そして、本判決が引用する最高裁判決において、各人の生活の本拠等が住所であると解されている。

かくして、このような借用概念の租税法上の解釈については、私法上の概念とは別意に解すべきことが租税法の明文又はその趣旨から明らかである場合を除き、私法上における同じ意義に解するのが法的安定性の見地から望ましいものと解されている(注4)。

- (2) ところで、「住所」の意義については、課税の取扱いにおいても、明確にされている。まず、基本通達1の3・1の4共-5では、「法に規定する「住所」とは、各人の生活の本拠をいうのであるが、その生活の本拠であるかどうかは、客観的事実によって判定するものとする。この場合において、同一人について同時に法施行地に3箇所以上の住所はないものとする。」と定めている。

そして、この通達に係る国税庁担当者の解説によると、①「住所」の意義については、相続税法上も民法上と同様に解するのが相当であること、②生活の本拠の判断においては、定住の意思（主観説）に拘束されず、定住という客観的事実だけで足りること、等が明らかにされている（注5）。

また、所得税基本通達2-1では、「法に規定する住所とは各人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判定する。（注）国の内外にわたって居住地が異動する者の住所が国内にあるかどうかの判定に当たっては、令第14条（国内に住所を有する者と推定する場合）及び第15条（国内に住所を有しない者と推定する場合）の規定があることに留意する。」と定めている。

なお、この通達の趣旨についても、国税庁の担当者の解説によると、住所について民法の概念と同様であること、客観主義によって住所が判定されるべきであるとされている（注6）。

(3) 次に、基本通達1の3・1の4共-6は、日本の国籍を有している者等については、その者が相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した時において法施行地を離れている場合であっても、その者が、①学術、技芸の習得のため留学している者で法施行地にいる者の扶養親族となっている者及び②国外において勤務その他の人的役務の提供をする者で国外における当該人的役務の提供が短期間（おおむね1年以内である場合をいうものとする。）であると見込まれるもの（その者の配偶その他生計を一にする親族でその者と同居している者を含む。）に該当する場合には、その者の住所は、法施行地にあるものとして取り扱うものとしている。

また、同通達は、「その者が相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した時において法施行地を離れている場合であっても、国外出張、国外興行等により一時的に法施行地を

離れているにすぎない者については、その者が住所は法施行地にあることとなるのであるから留意する。」と定めている。

この通達に関しては、東京地裁平成17年1月28日判決（平成15年（行ウ）第518号）が、受贈者を香港に居住させる目的をもって出国させた9日後に国外財産を贈与した事案につき、前記通達に照らし、当該受贈者の住所が国内にあったものと認められるとした課税処分を適法である旨判断している（注7）。

本件における「住所」の認定

(1) 本件においては、当初から相続税・贈与税対策として、Xが香港に居住することとし（平成9年6月）、その居住に対応してT社の関連会社を香港に設立し、Xが当該関連会社の役員を務める形式を整え、国外移住に対する租税回避防止のための相続税法改正が間近であるということで、平成11年12月27日付で、本件贈与が実行されたというものである。また、Xは、本件贈与後も約1年香港に滞在して失踪し、平成15年12月杉並の自宅に戻ってきたというものである。

結局、Xは、平成9年6月から平成12年12月まで香港に滞在（本件滞在期間）していたのであるが、その間、香港滞在日数の割合が65.8%、日本滞在日数の割合が26.2%であり、欧州又は北米に9回渡航し、7回はいったん東京（成田）を経由している。また、Xは、本件滞在期間の約3年余の間にTTS社等の関連会社で得意先との面談等を行った日は延べ168日（週に1回程度）であった。

その他、Xが香港に「住所」があったか否かの事実は、本判決において前述のように詳細に認定しているところであるが、いずれも「住所」を認定できる決定的な事柄であるとも認められない。

最新 判例 研究

国外財産を贈与した
場合における受贈者
の「住所」の認定
— 武富士事件 —

(2) かくして、本判決は、「住所」の意義について、関係最高裁判決を引用し、「住所とは、各人に生活の本拠を指すものと解するのが相当であり、生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものである」旨判示し、「一定の場所がある者の住所であるか否かは、租税法が多数人を相手方として課税を行う関係上、客観的な表象に着目して画一的に規律せざるを得ないところからして、一般的には、住居、職業、国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有するか否か、資産の所在等の客観的事実に基づき、総合的に判定するのが相当である。」と判示している。

そして、本判決は、Xの住所が国内にあるか否かに関し、認定事実を照らし、「Xは3年半ほどの本件滞在期間中、香港に住居を設け、同期間中の約65%に相当する日数、香港に滞在し、上記住居にて起居寝食する一方、国内には約26%に相当する日数しか滞在していなかったものであって、Xと甲ないしT社との関係、贈与税回避の目的その他国の指摘する諸事情を考慮してもなお、本件贈与日において、Xが日本国内に住所すなわち生活の本拠を有していたと認定することは困難である。国の主張は、Xの租税回避意思を過度に強調したものであって、客観的な事実と合致するものであるとはいえない。」旨判示している。

(3) 以上のように、本判決は、まず、「住所」の意義について、従前の最高裁判決を踏襲し、「住所」の認定（判断）における客観説を採用（客観的事実の重視）にしつつ、Xが香港に居住するようになったのが租税回避のためであることを容認しながらも、本件贈与当時、Xの住所が日本国内にあったものとは認められないと結論付けている。

このような判断は、「住所」に関する従前の解釈論を是とし、国税庁の関係通達が「住所」

の判定において客観説を採用して客観的事実（この場合、滞在日数が最重視されるものと考えられる。）を重視していることに照らし、必然的に導き出されるように考えられる。

しかしながら、前記2で述べたように、租税法における「住所」のような借用概念の解釈方法は、その趣旨から明らかである場合（特段の事情がある場合）を除き、私法上におけるものと同じ意義に解すべきこととなる。換言すれば、特段の事情があれば、租税法上の「住所」は、私法上の意義とは別異に解することが妥当する。かくして、本件のような場合には、特段の事情として何を考慮し得るかが問題となろうが、それは、租税回避を企図した種々の工作が挙げられよう。そもそも、Xの香港における本件滞在期間中に日本国内26%余しか居住しないようにしていたこと自体当該工作の現れにはかならない。

そうであれば、本件においては、「住所」の判定において、従前の解釈論や判定方法に拘泥されることなく、特段の事情を一層強く考慮する余地があるようにも考えられる。この点、本判決は、租税回避の目的等の諸事情を考慮してもなお、Xが日本国内に住所を有していたことを認定することは困難である旨判示しているのであるが、その判示では、「租税回避の目的等の諸事情が借用概念の解釈における「特段の事情」として検討されたものであるかは明らかではない。

本件においては、Xの日本と香港の滞在日数割合が26：65という大差があるから特段の事情が認められなかったのか、あるいは、40：

50位に接近していたら特段の事情を容認する余地があるのか、それぞれの場合において、「特段の事情」の存否について検討を要するところである。

いずれにしても、租税法における「住所」のような借用概念の解釈（判定）方法については、従前は安易に私法上の意義と同じように解することが是とされてきたが、本件のような場合には再考の余地があるようにも考えられる。



本判決の意義と問題点

国
際
税
務

(1) 以上のように、本件は、我が国の資産家が、相続税又は贈与税の負担を回避するために、長男（X）を香港に居住させ、国内財産であった株式等を国外財産に仕立て（外国法人へ現物出資等）、長男に対してその国外財産を贈与し、日本の贈与税の課税を免れようとしたものである。これに対し、Y税務署長は、Xの住所が日本国内にあるものと認定して、贈与税の決定処分（本件決定）を行ったものである。

かくして、本訴においては、本件贈与当時、Xの住所がどこにあったのが主として争われたのであるが、本判決は、前述のように、Xの香港における滞在期間中において、日本での在住割合が約26%であり、香港の在住割合が約65%であったこと（客観的事実）を重視し、本件贈与に租税回避の意図が認められるにしても、Xの住所が日本国内にあったとは認め難いとして、本件決定等を取り消している。

その取消税額が今までの税務訴訟の中で最高額であったことや、本訴の当事者が著名な我が国サラ金業界の経営者一族であり、巧妙な租税回避行為が本判決によって正当化されたこともあって、本判決は社会的に大いに注目されることになった。

(2) ところで、本件におけるXの住所の判定については、従前の借用概念に関する解釈方法、

住所の解釈論、そして、国税庁の関係通達の実取扱いを前提にする限りでは、本判決の結論も当然の成り行きであるようにも考えられる。

しかしながら、前述したように、従来、租税法における借用概念の解釈方法が私法上の解釈に安易に同調してきた節も見られるところである。そして、本件のように、計画的に行われた租税回避行為に対して、外形的（客観的）事実である滞在日数を重視して「住所」を判定することに疑問がないわけではない。このことは、借用概念の解釈において、特段の事情をどこまで考慮し得るかという問題を提起することになる。

いずれにしても、本判決は控訴されているようであるので、控訴審においてどのような判断が示されるかが注目されるところである。

（注1）我が国の平成11年分贈与税の総額が1,143億円であるので、本件贈与に係る贈与税額は、その総額を上回ることになる。

（注2）星野次彦『図解 日本の税制 平成19年度版』財経詳報社153頁参照。

（注3）金子宏『租税法 第12版』（弘文堂）103頁等参照。

（注4）前出（注3）103頁等参照。

（注5）香取稔編『相続税法基本通達逐条解説 改訂新版（平成18年版）』（大蔵財務協会）36頁参照。

（注6）高倉明ほか共編『所得税基本通達逐条解説 平成16年度版』（大蔵財務協会）15頁参照。

（注7）同事案においても、我が国の相続税又は贈与税の負担を回避するためのプランニングが行われ、それが実施されたのであるが、一審段階では当該目論見がはずされている。



ML耳より情報

組織再編後の株式の相続税評価額への影響

組織再編は相続対策にも有効ですが、組織再編後の株式の相続税評価額への影響も十分に検討しておく必要があります。《1》受け入れた資産が3年内取得資産に該当してしまうこと、《2》類似業種比準方式が使えなくなってしまうこと、それに《3》受け入れた資産についての法人税等相当額42%控除ができなくなってしまうこととのリスクです。

組織再編直後の株式の相続税評価額

組織再編直後の株価評価には注意する必要があります。

純資産価額方式で計算する際に、課税時期3年以内に取得した土地・建物等は「通常の取引価額」により評価します。「取得」には、売買のみならず、交換・買換え・現物出資・合併等によって取得する場合も含むとしており、包括承継と個別承継とを区別していません。組織再編直後に株式評価をする場合には、その土地・建物等について、通常の取引価額による評価となってしまう、路線価などを利用できないことになります。

また、合併直後の株式を類似業種比準方式で評価する場合に、合併直前と合併直後の会社実態に変化があると、比準すべき配当金額・利益金額・純資産金額の3要素の適用が不合理な数値になってしまい、適正な評価を算定できません。合併直後の年およびその翌年における株価の算定は、純資産価額方式のみによって株価を算定すべきとの見解があります。ただし、合併後の会社実態に変化がなければ、類似業種比準方式を利用できるとする解説もあります。

受け入れた資産についての法人税等相当額42%控除不適用

最も注意すべきは、受け入れた資産についての法人税等相当額42%控除ができなくなってしまうことです。純資産価額方式は、原則として、相続発生時の相続税評価額と帳簿価額との差額は評価差額として計算され、評価差額に対する法人税等相当額（42%）を控除できます。しかし、帳簿価額での引継ぎが「著しく低い価額で受け入れた資産」に該当してしまうと、時価と受入価額との差額に対する法人税等相当額は、純資産価額の計算上控除されません。

組織再編において、適格要件を満たせば、法人税法上は資産を簿価で承継します。場合によっては、現物出資、承継分割で受け入れる含み益のある資産は、「著しく低い価額で受け入れた資産」に該当することもあります。ただし、そもそも、この現物出資等受入れ差額の規定は、法人が二階建てとなり、法人税等相当額（42%）を二度控除することを防止するのが目的です。なお、合併の簿価承継だけは、二階建てにならず、現物出資等受入れ差額の規定はありません。ただし、課税時期において現物出資等受入れ資産の相続税評価額が総資産価額の20%以下であれば、このような調整は必要ありません。

組織再編成は、相続税評価額を増額させるなどの不利益な結果を生じさせることがあります。相続税対策のための組織再編成には、相続に先立って、ゆとりのある段階で行うべきでしょう。

MAILING LIST

距離と時間を超え、情報を共有できるインターネットツール、それがML（メーリングリスト）です。税理士、公認会計士、弁護士、司法書士、学者などが参加するtaxMLから今週の話題をとりあげました。

〔控訴審判決要旨〕

東京高裁平成20年1月23日判決（平成19年（行コ）第215号）

以上の事実によれば、被控訴人は、本件滞在期間以前は、本件杉並自宅に亡 a、b 及び f とともに居住し、本件杉並自宅を生活の本拠としていたものである。そして、① 本件杉並自宅の被控訴人の居室は、被控訴人が香港に出国した後も、家財道具等を含めて出国前のままの状態で維持され、被控訴人が帰宅すれば、従前と同様にそのまま使用することができる状況にあったのであり、② 被控訴人は、本件滞在期間中も、1 か月に1度は日本に帰国し、本件滞在期間を通じて4日に1日以上割合で日本に滞在し、日本滞在中は、本件杉並自宅で起居し、特別な用事がない限り、朝夕の食事は、本件杉並自宅でとり、毎朝、本件杉並自宅から d に出勤し、毎夕本件杉並自宅に帰宅するなど、日本滞在時の本件杉並自宅における被控訴人の生活の実態は、本件杉並自宅で起居する日数が減少したものの、本件滞在期間以前と何ら変わっていないのであり、③ 被控訴人は、本件滞在期間前から、日本国内において、東京証券取引所一部上場企業である d の役員という重要な地位にあり、本件滞在期間中も引き続きその役員としての業務に従事して職責を果たし、その間に前記のとおり昇進していたのであり、④ 被控訴人は、亡 a の跡を継いで d の経営者になることが予定されていた重要人物であり、被控訴人にとって d の所在する日本が職業活動上最も重要な拠点（組織）であったのであり、⑤ 被控訴人は、香港に滞在するについて、家財道具等を移動したことはなく、香港に携帯したのは、衣類程度にすぎず、⑥ 被控訴人は本件贈与がされた当時、莫大な価値を有する株式等の資産を有していた一方、香港において被控訴人が有していた資産は、被控訴人の資産評価額の0.1パーセントにも満たないものであり、⑦ 被控訴人の居住意思の面からみても、香港を生活の本拠としようとする意思は強いものであったとは認められないのであって、これらの諸事情に、前示のとおり、本件事実関係の下では、香港における滞在日数を重視し、日本における滞在日数と形式的に比較してその多寡を主要な考慮要素として本件香港自宅と本件杉並自宅のいずれが住所であるかを判断するのは相当ではないことを考え合わせると、本件滞在期

間中の被控訴人の香港滞在日数が前記のとおりであり、被控訴人が香港において前記のとおり職業活動に従事していたことを考慮しても、本件滞在期間中の被控訴人の生活の本拠は、それ以前と同様に、本件杉並自宅にあったものと認めるのが相当であり、他方、本件香港自宅は、被控訴人の香港における生活の拠点であったものの、被控訴人の生活全体からみれば、生活の本拠ということとはできないものというべきである。

〔上告審判決要旨〕

最高裁平成23年2月18日第2小法廷判決（平成20年（行ヒ）第139号）

(2) これを本件についてみるに、前記事実関係等によれば、上告人は、本件贈与を受けた当時、本件会社の香港駐在役員及び本件各現地法人の役員として香港に赴任しつつ国内にも相応の日数滞在していたところ、本件贈与を受けたのは上記赴任の開始から約2年半後のことであり、香港に出国するに当たり住民登録につき香港への転出の届出をするなどした上、通算約3年半にわたる赴任期間である本件期間中、その約3分の2の日数を2年単位（合計4年）で賃借した本件香港居宅に滞在して過ごし、その間に現地において本件会社又は本件各現地法人の業務として関係者との面談等の業務に従事しており、これが贈与税回避の目的で仮装された実体のないものとはうかがわれないのに対して、国内においては、本件期間中の約4分の1の日数を本件杉並居宅に滞在して過ごし、その間に本件会社の業務に従事していたにとどまるというのであるから、本件贈与を受けた時において、本件香港居宅は生活の本拠たる実体を有していたものというべきであり、本件杉並居宅が生活の本拠たる実体を有していたということはできない。

原審は、上告人が贈与税回避を可能にする状況を整えるために香港に出国するものであることを認識し、本件期間を通じて国内での滞在日数が多くなりすぎないよう滞在日数を調整していたことをもって、住所の判断に当たって香港と国内における各滞在日数の多寡を主要な要素として考慮することを否定する理由として説示するが、前記のとおり、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであり、主観的に贈与税回避の目的があったとしても、客観的な生活の実体が消滅するものではないから、上記の目的の下に各滞在日数を調整していたことをもって、現に香港での滞在日数が本件期間中の約3分の2（国内での滞在日数の約2.5倍）に及んでいる上告人について前記事実関係等の下で本件香港居宅に生活の本拠たる実体があることを否定する

理由とすることはできない。このことは、法が民法上の概念である「住所」を用いて課税要件を定めているため、本件の争点が上記「住所」概念の解釈適用の問題となることから導かれる帰結であるといわざるを得ず、他方、贈与税回避を可能にする状況を整えるためにあえて国外に長期の滞在をするという行為が課税実務上想定されていなかった事態であり、このような方法による贈与税回避を容認することが適当でないというのであれば、法の解釈では限界があるので、そのような事態に対応できるような立法によって対処すべきものである。そして、この点については、現に平成12年法律第13号によって所要の立法的措置が講じられているところである。

原審が指摘するその余の事情に関しても、本件期間中、国内では家族の居住する本件杉並居宅で起居していたことは、帰国時の滞在先として自然な選択であるし、上告人の本件会社内における地位ないし立場の重要性は、約2.5倍存する香港と国内との滞在日数の格差を覆して生活の本拠たる実体が国内にあることを認めるに足りる根拠となるとはいえず、香港に家財等を移動していない点は、費用や手続の煩雑さに照らせば別段不合理なことではなく、香港では部屋の清掃やシーツの交換などのサービスが受けられるアパートメントに滞在していた点も、昨今の単身で海外赴任する際の通例や上告人の地位、報酬、財産等に照らせば当然の自然な選択であって、およそ長期の滞在を予定していなかったなどとはいえないものである。また、香港に銀行預金等の資産を移動していないとしても、そのことは、海外赴任者に通常みられる行動と何らそごするものではなく、各種の届出等からうかがわれる上告人の居住意思についても、上記のとおり上告人は赴任時の出国の際に住民登録につき香港への転出の届出をするなどしており、一部の手続について住所変更の届出等が必須ではないとの認識の下に手間を惜しんでその届出等をしていないとして

も別段不自然ではない。そうすると、これらの事情は、本件において上告人について前記事実関係等の下で本件香港居宅に生活の本拠たる実体があることを否定する要素とはならないというべきである。

以上によれば、上告人は、本件贈与を受けた時において、法1条の2第1号所定の贈与税の課税要件である国内（同法の施行地）における住所を有していたということとはできないというべきである。

最新 判決 研究

Title	
生命保険契約に基づき支払われる年金に対する相続税と所得税の二重課税問題	
Date	
長崎地裁平成18年11月7日判決（訟務月報54巻9号2110頁） 福岡高裁平成19年10月25日判決（訟務月報54巻9号2090頁） 最高裁平成20年（行ヒ）第16号、平成22年7月6日判決	
品川 芳宣	Shinagawa Yoshinobu
早稲田大学大学院教授	The professor of the Waseda University

一、事実

(1) X（原告、被控訴人、上告人）は、夫乙がD生命保険相互会社（以下「D生命」という。）との間で締結していた生命保険契約（被保険者及び契約者は乙、受取人X）について発生した保険事故（乙の平成14年10月28日死亡）に基づいて、Xが平成14年に受け取った年金払保障特約年金230万円（以下「本件年金」という。）を受領したが、同年分の所得税の確定申告の際、同金額を所得金額の計算上収入金額に算入しなかった（但し、年金総額2,300万円の現在価値相当額1,380万円を相続財産として相続税の申告をした。）。

これに対し、所轄税務署長は、本件年金が雑所得に当たるとして、平成14年分の所得金額に加算して所得税の更正処分等（以下「本件処分」という。）を行った。Xは、これを不服として、国（被告、控訴人、被上告人）に対し、本件処分の取消しを求めて本訴を提起した。

(2) 本件の生命保険契約の内容及びXの年金受領までの経緯は、次のとおりである。

乙は、平成8年8月1日、D生命との間で、乙を契約者及び被保険者、Xを受取人とする年金払生活保障特約付終身保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結し、そ

の保険料を支払っていた。この保険契約では、保険事故が発生した場合に主契約に基づいて支払われる一時金に加え、生活保障のため特約年金が支払われる特約（年金払生活保障特約条項）が付されている。この特約では、保障事故が発生した場合、年金額230万円を主契約の受取人（すなわち、X）に対して10年間支払うものとされ、また、上記特約条項4条では、特約年金の受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払に代えて、特約年金の未払分の現価の一時支払を請求することができるものとされている。この現価は、一時支払請求日における特約年金の支払残存回数に応じ、所定の算定率に特約基本年金額（本件では230万円）を乗じて算定され（但し、1回目の特約年金支払以降はさらに所定の調整を行う。）、主契約の保険金の請求と同時に特約年金の現価の一時支払が請求された場合、その現価は、特約基本年金額に8.956を乗じた金額（本件では2,059万8,800円）とされている。

Xは、乙の死亡により、本件保険契約に基づき、死亡保険金4,000万円を受け取る権利と、年金払生活保障特約年金として、平成14年10月28日から平成23年まで、毎年10月28日に230万円ずつ受け取る権利（以

下「本件年金受給権」という。)を取得した。そして、Xは、平成14年11月6日、D生命に対し、本件保険契約に基づき、死亡保険金及び本件年金の請求を行い、D生命は、

同月8日、Xに対し、死亡保険金4,000万円、本件年金230万円(源泉徴収済後の200万9,200円)を支払った。

二、争点と当事者の主張



争点

本件の争点は、次の点にある。

- (1) 本件年金が相続税法3条1項のみなし相続財産に当たるか。
- (2) 本件年金が所得税法上の所得(雑所得)に当たるか。
- (3) 本件年金が所得税法9条1項15号により非課税所得に当たるか。



Xの主張

本件年金は、相続税法3条1項1号の「保険金」に該当し、のみなし相続財産として相続税を課税されているので、所得税法9条1項15号により非課税所得となり、所得税法35条1項の雑所得には該当しないというべきである。その理由は、次のとおりである。

- ① 生命保険金が年金で支払われる場合、同条項の「保険金」は、年金受給権(基本権と支分権)と支分権に基づいて支払われる年金のすべてを包含したものと解すべきであり、基本権である年金受給権のみを指すものではない。
- ② 相続税法3条1項1号の「保険金」を「受給権」と解釈した場合、その財産的価値は、受給権という債権が将来現金化することにはかならず、権利の性質が変わるだけのことであるから、所得税法9条1項15号を適用するまでもなく、本件年金は、所得の発生に当たらない。また、年金受給権について相続税を

課し、更に、当該受給権の支分権に基づいて支払われる年金に所得税を課することは二重課税に当たる。

- ③ 本件年金が雑所得に当たるとして課税するのであれば、一時払の保険金であっても、相続開始時に受給権が発生し、その後、保険金を取得するのであるから、その取得時において一時所得又は雑所得として課税すべきことになるが、そのような取扱いになっていない。また、売掛金債権を相続し、将来それを回収して現金化した場合、その現金に対して課税はされないが、本件年金受給権について、のみなし相続財産として相続税が課税された場合、将来年金を受け取った際、年金に対して所得税を課すべきでないことは、上記売掛金債権の相続の場合と同様である。
- ④ 所得税法60条の規定は、山林又は譲渡所得の基因となる資産に適用されるのであって、本件年金のような資産と比較して論じるのは筋違いである。
- ⑤ 所得税法207条については、源泉徴収制度は徴税技術の面から定められた規定であり、その対象となる経済的事実が所得税の課税対象であるか否かは別の条文で規定されている。本件年金については、同法35条の雑所得に該当するか否かが問題であって、同法207条はその根拠となるものではない。



国の主張

- (1) 相続税法3条1項1号の「保険金」とは、

正確には保険契約等に基づく死亡保険金等の受給権を意味するものであり、現実に受領する金銭を意味するものではない。したがって、本件のように、保険契約に基づいて定期金に関する権利（年金受給権）を取得した場合も、その年金受給権は相続税法3条1項1号の「保険金」に該当し、被相続人の死亡を原因として取得した相続財産とみなされる財産である。そして、現実に受領する保険金額やその受領の態様は、当該保険金等の受給権を評価する基準としての意味を持つにすぎないのである。

- (2) 本件年金は、現実に支給された230万円という現金であり、それ自体定期金に関する権利ではないから、相続税法3条1項1号の「保険金」には該当しない。また、本件年金は、基本債権たる本件年金受給権に基づく権利ではあるが、一定期日の到来によって生み出された支分権、すなわち基本債権とは異なる権利に基づいて取得した現金であって、雑所得として所得税が課税される。

本件年金のように支分権に基づいて取得した現金が雑所得に該当することは、所得税法施行令183条1項が、生命保険契約等に基づく年金の計算に関する規定を、また、同法第4編第4章第2節に生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収に関する規定をもうけていることから明らかである。

なお、所得税法9条1項15号は、相続（被相続人の死亡）という同一原因によって相続税と所得税とを負擔させるのは、同一原因により二重に課税することになるので、これを回避し、相続税のみを負擔させるという趣旨であり、本件年金のように被相続人の死亡後に実現する所得に対する課税を許さないという趣旨ではない。

また、現実にも、相続税法24条1項1号に基づく本件年金受給権の価額（1,380万円）

は、本件年金受給権のみなし相続財産としての価額を算出するため、相続税法上定められた評価方法に基づいて算定されたものであり、他方、本件の特約年金の現価の一時支払の請求が行われた場合、その「現価」は、特約基本年金額に算定率たる8.956を乗じて算出されるから、本件においては2,059万円8,800円（230万円×8.956）となる。したがって、本件年金受給権と本件年金とは経済的価値が同一のものとはいえない。

- (3) 所得税法9条1項15号の趣旨は、相続税法の規定により相続税又は贈与税の課税対象となる財産の取得に対し、相続税又は贈与税と所得税の二重課税が生じることを排除するため、当該財産の取得に係る所得には所得税を課さないようにする点にあるものと解される。同号の規定は、その明文で規定する範囲を超えて、「実質的・経済的」な二重課税なるものを排除することを目的として、相続税又は贈与税の課税対象となる財産とは法的に異なる財産の取得に対しても所得税を課することを禁止する趣旨の規定ではない。二重課税とは、あくまでも「同一の課税物件」に対する課税が重複することを意味するものであり、異なる課税物件に対しそれぞれ別個に課税が行われるような場合を二重課税ということとはできない。

- (4) 居住者が財産を相続した直後に譲渡した場合、当該財産は相続税の課税対象となり、その価額が当該相続人の相続財産の課税価格に算入される一方（相法2、2の2、11）、被相続人による取得時以降の保有期間中の増加益については、当該相続人に対し、譲渡所得として所得税が課税されることになる（所法33、60）。この場合、当該譲渡益は当該財産の価額に含まれているから、その限りにおいて、「実質的・経済的」には同一の財産（増加益部分）に相続税と所得税を二重に課税し

ていることになるが、所得税法60条の規定は、所得税法が原判決のような考え方を採っていないことを示すものである。

三、一審判決要旨

請求認容。

(1) 相続税法3条1項は、相続という法律上の原因に基づいて財産を取得した場合でなくとも、実質上相続によって財産を取得したのと同視すべき関係にあるときは、これを相続財産とみなして相続税を課することとし、他方所得税法9条1項15号は、このように相続税を課することとした財産については、二重課税を避ける見地から、所得税を課税しないものとしている。このような税法の規定からすると、相続税法3条1項によって相続財産とみなされて相続税を課税された財産につき、これと実質的、経済的にみれば同一のものと評価される所得について、その所得が法的にはみなし相続財産とは異なる権利ないし利益と評価できるときでも、その所得に所得税を課税することは、所得税法9条1項15号によって許されないものと解するのが相当である。

(2) 本件年金受給権は、乙を契約者兼被保険者とし、Xを保険金受取人とする生命保険契約に基づくものであり、その保険料は保険事故が発生するまで乙が払い込んだものであるから、年金の形で受け取る権利であるとしても、実質的にみてXが相続によって取得したのと同視すべき関係にあり、相続税法3条1項1号に規定する「保険金」に当たると解するのが相当である。

そして、相続税法による年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的な利益を現価（正確にはその近似値）に引き直したものであるから、

最新 判決 研究

生命保険契約に基づき支払われる年金に対する相続税と所得税の二重課税問題

これに対して相続税を課税した上、更に個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に関して二重に課税するものであることは明らかであって、前記所得税法9条1項15号の趣旨により許されないものといわなければならない。

(3) また、確かに、本件年金は、支分権という本件年金受給権（基本権）と法的には異なる権利に基づいて取得した現金であるとはいえる。しかし、基本権と支分権は、基本権の発生原因たる法律関係と運命を共にする基本権と一たび具体的に発生した支分権との独立性を観念する概念であり、債権の消滅時効の点（民法168、169）などにおいて実際上の差異が生じるものであるが、この観念を、所得税法9条1項15号の解釈において、二重課税か否かを区別する指標であり二重課税であることを否定すべき事情と考えるべき根拠には乏しく、上記のとおり、今後受け取るべき年金の経済的利益を現価に引き直して課税しているのが年金受給権への相続税課税である以上、このような経済的実質によって、二重課税か否かを区別することが所得税法9条1項15号の趣旨に沿う。

したがって、基本権と支分権の関係にあること、法的には異なる権利と評価できるものであることは、それだけで二重課税であることを否定する根拠とはならない。

(4) 所得税法施行令183条は、生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の計算方法を定めている。もともと命令の規定から法の解釈をすることは本末転倒というべきであるが、生

命保険契約には、被保険者ないし年金受取人の死亡という保険事故ないし事実が発生しなくとも年金の支払をすることを内容とするもの等多様なものがあるから、施行令183条のうち、生命保険契約に係る部分は、上記のような保険事故ないし事実を前提としない同契約に基づく年金に係る雑所得の計算方法を定めたものと解することができる。したがって、この規定が置かれていることは、国のよ

うな解釈をすることの根拠とはならない。

また、所得税法207条ないし209条は、生命保険契約等の年金に係る契約に基づく年金の支払をする者の源泉徴収に関する定めをしているが、この規定も、上記と同様、被保険者ないし年金受取人の死亡という保険事故ないしその事実を支給の要件としない年金の支払に関する規定と解することができる。

四、控訴審判決要旨

原判決取消し（請求棄却）。

(1) 相続税法3条1項の規定の趣旨は、被相続人が自己を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人と指定して締結した生命保険契約に基づく死亡保険金請求権は、その保険金受取人が自ら固有の権利として取得するものであり、被相続人の相続財産に属するものではないが、相続財産と実質を同じくするものであり、被相続人の死亡を基因として生ずるため、公平の見地から、これを相続財産とみなして相続税の対象としたものと解される。

他方、所得税法9条1項15号の規定の趣旨は、相続、遺贈又は個人からの贈与により財産を取得した場合には、相続税法の規定により相続税又は贈与税が課されることになるので、二重課税が生じることを排除するため、所得税を課さないこととしたものと解される。この規定における相続により取得したものとみなされるものとは、相続税法3条1項の規定により相続したものとみなされる財産を意味することは明らかである。そして、その趣旨に照らすと、所得税法9条1項15号が、相続ないし相続により取得したものとみなされる財産に基づいて、被相続人の死亡後に相続人に実現する所得に対する課税を許さ

ないとの趣旨を含むものと解することはできない。

ところで、被相続人が自己を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人と指定して締結した生命保険契約において、被相続人の死亡により保険金受取人が取得するものは、保険金という金銭そのものではなく、保険金請求権という権利であるから、相続税法3条1項1号にいう「保険金」は保険金請求権を意味するものと解される。

そうすると、相続税法3条1項1号及び所得税法9条1項15号により、相続税の課税対象となり、所得税の課税対象とならない財産は、保険金請求権という権利ということになる。

(2) 本件年金受給権は、乙を契約者及び被保険者とし、Xを保険金受取人とする生命保険契約（本件保険契約）に基づくものであり、その保険料は保険事故が発生するまで乙が払い込んだものであって、年金の形で受け取る権利であるが、乙の相続財産と実質を同じくし、乙の死亡を基因として生じたものであるから、相続税法3条1項1号に規定する「保険金」に該当すると解される。そうすると、Xは、乙の死亡により、本件年金受給権を取

得したのであるから、その取得は相続税の課税対象となる。

前記事実によれば、Xは、将来の特約年金（年金）の総額に代えて一時金を受け取るのではなく、年金により支払を受けることを選択し、特約年金の最初の支払として本件年金を受け取ったものである。本件年金は、10年間、保険事故発生日の応当日に本件年金受給権に基づいて発生する支分権に基づいて、Xが受け取った最初の現金というべきものである。そうすると、本件年金は、本件年金受給権とは法的に異なるものであり、乙の死亡後に支分権に基づいて発生したものであるから、相続税法3条1項1号に規定する「保険金」に該当せず、所得税法9条1項15号所定の非課税所得に該当しないと解される。したがって、本件年金に係る所得は所得税の対象となるものというべきである。

- (3) 所得税法207条は、居住者に対し国内において同法76条3項1号から4号までに掲げる契約等に基づく年金の支払をする者は、その支払の際、その年金について所得税を源泉徴収しなければならない旨を規定しているところ、同法76条3項1号は、生命保険会社の締結した生命保険契約のうち「生存又は死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもの」で、当該契約に基づく保険金、年金等の受取人のすべてをその保険料等の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものを掲げている。上記各規定によれば、居住者に対し所定の生命保険契約に基づく死亡保険金として年金の支払をする者が、その支払の際、その年金について所得税を源泉徴収しなければならないことは明らかである。したがって、上記各規定は、所得税法が、所定の生命保険契約に基づいて、死亡保険金として年金の支払を受ける者に所得が生じることを当然の前提としているものと解される。

最新 判決 研究

生命保険契約に基づき支払われる年金に対する相続税と所得税の二重課税問題

次に、同法9条1項3号ロは、「遺族の受ける恩給及び年金（死亡した者の勤務に基づいて支給されるものに限る。）」につき、同項15号とは別に非課税規定を設けている。これは、本件年金のように、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金が、同項15号所定の非課税所得に該当しないことを前提としているものと解される。なぜなら、本件年金のように、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金が、みなし相続財産である年金受給権と実質的・経済的に同一の財産と評価されるという理由により、同号により非課税所得とされるのであれば、同項ロの規定を設ける必要はないからである。

- (4) 現行所得税法は、税制調査会の昭和38年12月6日付け「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」を踏まえて立法された法律であるところ、同答申は、当時の税制について、被相続人が掛金を負担した年金契約に基づく年金受給権は、相続財産として時価により評価し、相続税の課税が行われ、さらに相続人がその年金受給権に基づき支払を受けるときは、その年金から被相続人が負担した掛金を控除した残額に対して所得税が課税されることになっていることについて、所得税と相続税とは別個の体系の税目であることから、両者間の二重課税の問題は理論的にはないものと考えられていた。そして、相続税法3条1項1号の立法に際しても、同号所定のみなし相続財産である年金受給権に基づいて毎年支給される年金が所得税の課税対象と

なることが予定されていたのである。

そうすると、所得税法9条1項15号、相続税法3条1項1号の立法当時、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金について、所得税の課税が予定されていたといえることができる。

- (5) 本件年金受給権の評価は、相続税法24条1項1号により、有期定期金は、その残存期間に受けるべき給付金の総額に、その期間に応じた一定の割合を乗じて計算した金額とされているところ、この割合は、将来に支給を受ける各年金の課税時期における現価を複利の方法によって計算し、その合計額が支給を受けるべき年金の総額のうちに占める割合を求め、端数整理をしたものといわれている。そうすると、本件年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的な利益を現価（正確にはその近似値）に引き直したものといい得るから、本件年金受給権と年金の総額は、実質的・経済的にはほぼ同一の資産と評価することも可能である。

しかし、本件年金受給権の取得と個々の年

金の取得とは、別個の側面がある。まず、後者についてみると、Xは、本件保険契約において、将来の特約年金（年金）を受け取るものであるが、これは、Xが自ら年金契約等の定期金給付契約を締結して自ら掛金を負担し、年毎に年金等の定期金を受け取る場合と異なることなく、いずれについても所得があるのである。そうすると、両者を区別することはできず、これらの所得は所得税の対象となる。そして、前者についてみると、Xは、本件保険契約において、自ら保険料を支払ったものではないのに、乙の死亡により、本件年金受給権を取得したのであるから、これは、前者とは別個に、相続税の対象となる。このように考えると、本件年金受給権の取得に相続税を課し、個々の年金の取得に所得税を課することを、二重に課税するものということとはできない。

- (6) 以上のとおり、本件年金に係る所得は所得税の対象となるものである。

そして、本件年金に係る所得は、その性質及び源泉に照らすと、所得税法35条1項の雑所得に該当するものというべきである。

五、上告審判決要旨

原判決破棄（請求認容）。

- (1) 原審は、本件事実関係の下において、本件処分は適法であると判断して、Xの請求を棄却すべきものとした。しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。
- (2) 所得税法9条1項は、その柱書きにおいて「次に掲げる所得については、所得税を課さない。」と規定し、その15号において「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したもののみな

れるものを含む。）」を掲げている。同項柱書きの規定によれば、同号にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時点における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる

最新 判決 研究

生命保険契約に基づ き支払われる年金に 対する相続税と所得 税の二重課税問題

経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。

- (3) 相続税法3条1項1号は、被相続人の死亡により相続人が生命保険契約の保険金を取得した場合には、当該相続人が、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの金額に対する割合に相当する部分を、相続により取得したものとみなす旨を定めている。上記保険金には、年金の方法により支払を受けるものも含まれると解されるところ、年金の方法により支払を受ける場合の上記保険金とは、基本償還としての年金受給権を指し、これは同法24条1項所定の定期金給付契約に関する権利に当たるものと解される。

そうすると、年金の方法により支払を受ける上記保険金（年金受給権）のうち有期定期金償還に当たるものについては、同項1号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の時点における時価（同法22条）、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものであるということができ、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならない

ものというべきである。

- (4) 本件年金受給権は、年金の方法により支払を受ける上記保険金のうちの有期定期金償還に当たり、また、本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。そうすると、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課することは許されないものというべきである。

- (5) なお、所得税法207条所定の生命保険契約等に基づく年金の支払をする者は、当該年金が同法の定める所得として所得税の課税対象となるか否かにかかわらず、その支払の際、その年金について同法208条所定の金額を徴収し、これを所得税として国に納付する義務を負うものと解するのが相当である。

したがって、D生命が本件年金についてした同条所定の金額の徴収は適法であるから、Xが所得税の申告等の手続において上記徴収金額を算出所得税額から控除し又はその全部若しくは一部の還付を受けることは許されるものである。

- (6) 以上によれば、本件年金の額から必要経費を控除した220万8,000円をXの総所得金額に加算し、その結果還付金の額が19万7,864円にとどまるものとした本件処分は違法であり、本件処分のうち総所得金額37万7,707円を超え、還付金の額22万3,464円を下回る部分は取り消されるべきである。

六、解説

はじめに

(1) 本件は、夫（被相続人）が生前締結していた生命保険契約（被保険者、契約者及び保険料支払者は夫、受取人妻）に基づいて、夫の死亡によって妻（X）が受け取った年金保障特約年金（本件年金）が、所得税法上の非課税所得に当たるか否かが争われたものである。

この場合、本件保険契約に基づいて支払われた死亡保険金4,000万円と本件年金受給権総額2,300万円の現在価値相当額1,380万円（相法24①--）の合計額5,380万円が、相続税法上の相続財産とみなされ（相法3①一）、かつ、相続等により取得する所得（財産）として所得税法上非課税とされている（所法9①十五）ことから、本件年金の課税問題については、それらの関連条項の解釈が問題となる。また、この解釈については、特定の生命保険契約に基づく年金の支払者に対しては、その支払の際、所得税の源泉徴収義務が課せられている（所法207、208）ので、当該年金の課税所得性と源泉徴収の当否や年金の雑所得金額の計算規定（所令183）にも関係することになる。

更には、この種の相続税と所得税が交錯する問題については、山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の移転については、みなし譲渡課税制度（所法59）や取得費等引継規定（所法60）が設けられているが、本件のような雑所得課税については、そのような明文規定が設けられていないことについても考察を要するものと考えられる。

次に、本件においては、本件年金に係る源泉所得税額の還付を求めるものであるが、仮に、本件年金の課税所得性が否定され、当該源泉所得税額が誤りであるとした場合に、当

該過誤納税額を受給者たるXが申告所得税額から控除し得るか否かという問題も生じる。

(2) いずれにしても、本件のような事案については、所得税法及び相続税法の文理規定はともかくとして、感覚的には相続税と所得税が二重に負担させられているように考えられるとき、従来の解釈論になり、課税実務を見直すきっかけを与えてくれることになった。

まず、一審判決（注1）では、本件年金に所得税課税は二重課税であるとして、本件処分が取り消されることになったが、控訴審判決では、一転、当該二重課税が否定されて、本件処分が適法とされた。かくして、上告審判決では、原判決が破棄され、再びXの請求が認容されることになった。また、この上告審判決は、他の類似事案に対する課税（還付）にも大きな影響を及ぼしている。

なお、本件は、訴訟額が少額であること等もあって、一審では、本人訴訟として行われ、税理士が実質的に訴訟を補佐した事案であるが、税理士法改正が組上に乗っている折、税理士の補佐人制度にも一考を与えている。

そこで、これらの問題点について、概括的に論じることとする。

関係規定と従前の課税実務

(1) 本件保険契約のように、被相続人が生命保険契約を締結し、保険料を支払い、当該保険事故によって、被相続人の配偶者等が受取人として保険金を取得することは、よくあるケースである。そして、その保険金については、その全額が一時金として支払われる場合もあるし、また、一時金と年金が併給される場合もあるし、更には、当該年金部分も受取人の選択によって一時金として支払われる場合もある。

最新 判決 研究

生命保険契約に基づ
き支払われる年金に
対する相続税と所得
税の二重課税問題

これらの保険金の支払については、相続税及び所得税の関連規定は、次のようになっている。まず、相続税法3条1項1号は、被相続人の死亡により相続人その他の者が所定の生命保険契約（注2）の保険金（共済金を含む。）又は所定の損害保険契約（注2）の保険金（偶然な事故に基因する死亡に伴い支払われるものに限る。）を取得した場合には、当該保険金受取人について、当該保険金（退職手当金等のように他の規定によって相続財産とみなされるものを除く。）のうち、被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの金額に対する割合に相当する部分を相続又は遺贈によって取得したものとみなすこととしている。

なお、同じく死亡事故によって生命保険金を取得した場合であっても、当該保険料が被相続人以外の第三者によって負担されている場合には、贈与によって取得したものとみなされて贈与税の課税の対象とされ（相法5①）、当該受取人本人が当該保険料を負担している場合には、一時所得として所得税が課税されることになる（所法34①）。

- (2) 次に、所得税法においては、前述のみなし相続財産との関係では、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法（昭和25年法律第73号）の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）」の所得を非課税としている（同法9①十五）。

また、年金による所得については、「遺族の受ける恩給及び年金（死亡した者の勤務に基づいて支給されるものに限る。）」（所法9①三ロ）等の所定の恩給、年金その他これらに準ずる給付について非課税とされる場合がある（所法9①三）が、その他の場合には、通常、雑所得として課税されている（所基通

35-1(9)）。

すなわち、「雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。」（所法35①）と定められ、通常、年金による所得は、雑所得となる。また、雑所得については、「公的年金等の収入金額」と「それ以外の収入金額」に区分され（所法35②）、前者については、国民年金法等の特定の法律に基づいて支給される年金に限定され（所法35③、所令82の2）、かつ、所得金額の計算上所定の公的年金等控除額が控除される。

次に、雑所得として課税される年金については、当該年金を支払う者に対して、所得税の源泉徴収義務が課せられている。すなわち、公的年金等の支払をする者は、その支払の際、その公的年金等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない（所法203の2）。

また、生命保険料控除の対象となる生命保険契約、損害保険料控除の対象となる損害保険契約等の所定の契約に基づく年金の支払をする者は、その支払の際、その年金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する翌月10日までに、これを国に納付しなければならない（所法207、所令326、所法76、77）。

なお、公的年金等以外の年金に係る雑所得金額は、当該年金に係る支払保険料相当額を控除する所定の方法によって算定される（所令183）。

(3) 以上のような関係規定により、生命保険契約等によって取得した保険金（一時金及び年金）に対して相続税又は所得税（場合によっては贈与税）が課税されるのであるが、本件に即して考察すると、次のようになる。

まず、Xは、本件保険契約に基づいて、4,000万円の一時金を取得するのであるが、これが、相続財産とみなされて、かつ、所得税の非課税所得となる（この点については、特に、問題は生じない。）。次に、Xは、生活保障特約年金の権利を取得するのであるが、この権利の内容が、10年間毎年230万円の年金を受け取れるというものである。

この権利も、相続税法3条1項1号にいう「保険金」に含まれる（相続財産となる）のであるが、その価額は、本件相続開始時には年金総額2,300万円の60%（1,380万円）として評価される（相法24①一）。この場合、Xがこの権利を年金ではなく、一時金として請求する場合には、2,059万8,800円（年金額の8.956倍）を取得することになるが、課税については、一時金4,000万円と同様に相続税のみが課税されることになる。

かくして、本件年金のように、年金として支給を受けた場合の課税関係が問題となる。所得税基本通達では、まず、非課税とされる年金の範囲に本件年金のようなものは含まれないことを明らかにし（所基通9-2）、雑所得に該当する例として、本件年金のような生命保険契約等に基づいて支払われるものを挙げている（所基通35-1(9)）。

また、本件年金のような年金を支払った場合には、前述のように、当該年金に係る所得税の源泉徴収を要することになる。そのため、本件のような課税処分は、一般的に行われることになる。

しかしながら、本件年金のように、生命保険契約等に基づいて支給される年金について

は、当該年金総額の現在価値相当額については既に相続税が課されることとなっているため、当該年金に課税することは二重課税ではないかという疑問を惹起し、また、当該年金の総額を相続時に一括支給（一時支給）を受けた場合には所得税が課税されないことになるので、その場合との税負担のアンバランスが生じるという疑問も惹起する。

なお、本件年金のような定期金に関する権利（給付事由が発生しているもの）の法定評価が低く過ぎるということで、平成22年度税制改正によって、従前の定率評価ではなく、当該契約における解約返戻金の額等に改められ、平成23年4月1日から施行されることになっている（改正後の相法24①）。



相続財産に係る相続税と所得税の関係

四二一

(1) 前述したように、所定の生命保険契約等に基づく保険金は、相続税法では相続財産とみなされ、相続財産とみなされたものについては、所得税法では非課税所得となる。これは、所得税法がいわゆる包括的所得概念（注3）を採用し、その発生原因を問わず全ての経済的利得（純資産の増加）を課税の対象となる「所得」と認識していることの証左であり（注4）、その上で、相続税との課税の調整（いわゆる二重課税調整）を図ったものと解されている（注5）。

この場合、当該保険金の全額が一時金として支払われている場合には、当該一時金が相続税法上相続財産とみなされ、所得税法上非課税となるので、特に、問題が生じない。しかし、本件保険契約のように、当該保険金が、一時金と年金によって構成され、しかも、当該年金部分について、年金として受給できる方法と一時金として一括受給できる方法を保険金受取人によって選択し得る場合に

問題が生じる。

この場合、課税の取扱いでは、前述したように、年金として受給する場合には、当該年金総額の現在価値相当額（本件年金については、年金総額の60%相当額）が相続財産とみなされ、相続後各年に支給を受ける年金が雑所得として課税される。しかし、当該年金を一時金として一括受給する場合には、当該一時金が相続財産とみなされることは同じであるが、当該一時金について所得税が課税されないこととされている（所基通9-18）。また、この場合、相続財産とみなされる額は、相続税法24条の適用がなく、一時金として受け取った金額そのものである（注6）。

このような課税上の差異については、国税庁の担当者は、次のように説明している（注7）。

「ところで、保険年金契約の場合には、受給者の選択によって、死亡時に年金総額を一括して一時金（年金総額の複利原価額）で支払を受けることができる契約のものもあり、これによって一括支払を受ける一時金については、これをあくまでも年金の一括払に過ぎないものとみた場合には、同じく一時金として支払われる死亡保険金との課税上のバランスを失するという問題が出てくる。

この種の契約の場合には、その一時金が年金の支払に代えて支払われるものなのか、単に年金の繰上げ支給なのか必ずしもはっきりしないものが多いが、契約内容の形式はともかくとして年金払とするか一時金払とするかは受給者の選択によって決まるものとみればその選択をしたのが年金払であれば年金契約の年金であり、一時金払であれば一時金契約に基づいて支払われた一時金である、という実質的な見方をすることもできるので、本項では、年金の支払が始まる前に、一時金として支払を受けたものは、一時金契約によるものとして、死亡保険金と同様の課税の取扱い

最新 判例 研究

生命保険契約に基づき支払われる年金に対する相続税と所得税の二重課税問題

を適用しようというものである。」

(2) ところで、相続財産に係る相続税と所得税との課税調整については、いわゆるみなし譲渡課税において顕著である。すなわち、所得税法59条1項は、山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合に、それが法人に対する無償・低額譲渡等の所定の事由に該当するときには、その時における価額（時価）に相当する金額により資産の譲渡があったものとみなしている。しかし、当該所定の事由に該当しない場合（例えば、個人間の贈与、通常の相続税による場合）には、当該資産の移転時にはみなし譲渡課税が行われないが、当該事由により取得した資産の取得費及び所有期間については、相続人等が被相続人等の取得費及び所有期間を引き継ぐこととしている（所法60①）。この取得費等の引継ぎは、相続人等が当該資産を譲渡した時に、被相続人等の当該資産の所有期間におけるキャピタル・ゲインを相続人等の譲渡所得に含めて課税することを意味している。

このような課税方法は、シャープ税制に起因する。すなわち、シャープ勧告は、「生前によるとを死亡によるとを問わず、資産が無償移転された場合、その時までその資産につき生じた利得又は損失は、その年の所得税申告書に計上しなくてはならない」旨勧告し（注8）、それを受けて昭和25年の所得税法改正では、相続、遺贈又は贈与により山林又は資産の移転があった場合にも、その時の時価により譲渡があったものとみなして、山林所得又は譲渡所得の課税を行うこととした。

しかし、このような「みなし譲渡課税」は、相続税の課税の負担の上に所得税の負担が加重する結果となり、しかも、現実金銭収入を伴わない所得に課税することが国民的理解が得られないということで、逐次の改正を経て現行規定となった（注9）。

このようなみなし譲渡課税と資産の取得費等の引継ぎは、当該資産の相続等による移転時にキャピタル・ゲイン課税を行うか、当該資産を相続等した者が実際に譲渡した時に当該キャピタル・ゲイン課税を行うかの差異はあるが、いずれの場合にも、当該資産に係るキャピタル・ゲインの金額について所得税が課されることには変わりはない。そして、相続、贈与等に当該資産の移転があったときには、被相続人等が所有していた期間のキャピタル・ゲイン部分も相続財産等となるので、感覚的には相続税又は贈与税と所得税の二重課税問題が生じる。

しかしながら、このような課税制度については、実質的に譲渡所得課税を軽減する措置（措法39）が採られているものの、税目が異なる重複課税であるということで、二重課税であるとして違法性が問われることは少なく、当該課税制度を前提にして解釈論が展開される（注10）。

- (3) かくして、譲渡所得等の基因となる資産の移転と本件のような雑所得の基因となる保険金等に係る権利の移転と同様に考えられるか否かが問題となる。前者において当該資産にかかるキャピタル・ゲイン相当額について相続税と所得税が重複して課税される構造は、後者において保険料支払総額（本件の場合、195万1,291円）を上回る保険金（本件の場合、6,300万円－195万1,291円＝6,104万8,709円）を所得と認識するとすれば同様にも考えられる。

しかし、保険金については、譲渡所得等における所得税法59条及び60条という明文規

定があるわけではない。しかも、保険料支払総額を上回る保険金を全て所得として課税しているわけでもないし、かつ、保険契約上年金として支給される部分についても、受取人の選択によって一時金として受領すれば、相続税の課税のみで所得税が課税されることもない。ただ、年金として受給した場合にのみ、関係規定の解釈（通達）によって当該年金部分を雑所得として課税しているに過ぎない。

そうであれば、譲渡所得の基因となる資産の移転と本件のような保険契約に基づく保険金を受領できる権利の移転とは、必ずしも同一には論じられないものと考えられる。後者の権利の移転から生じた所得については、関係規定から直ちに雑所得に該当するとは断定できず、所得税法の関係規定等にも照らして総合的に解釈しなければならないものと考えられる。

- (4) 以上のように、相続財産（相続財産とみなされるものも含む。）をめぐる相続税法と所得税法の関係規定については、各財産ごとにみても必ずしも整合性があるとも認め難く、国税庁の解釈についても全面的に説得力を有するものとも認め難い（注11）。そのため、本件のような争訟事件が惹起されることになる。

かくして、一審判決は、年金受給権は相続税法3条1項1号にいう「保険金」に当たるから、その後の個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に関して二重に課税するものであるから、所得税法9条1項15号の趣旨により許されないとし、本件処分を取り消した。

これに対し、控訴審判決は、本件年金は、相続税が課される年金受給権とは法的に異なるものであるから、相続税法3条1項1号にいう「保険金」には該当しないとして、本件処分を適法と認めた。

このような下級審判決の対立に対し、上告

審判決は、「年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものといえることができ、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならないものというべきである。」と判示し、本件年金の全額が相続税の課税対象となっているから、本件処分は違法となる旨判示した。

この上告審判決は、「相続税の課税対象となる経済的価値」（本件では、本件年金総額の1,380万円）については所得税は課税できないが、同経済価値を上回る年金（運用益等）については所得税を課税し得る旨判示するものである。このような考え方は、本件に関しての現実的解決（解釈）方法であるようにも考えられるが、所得税と相続税の関係について幾つかの問題を惹起することになる。

一つは、前記(3)で述べたように、本件のような年金については、保険料支払総額（本件の場合、195万1,291円）を上回る保険金（本件の場合、6,300万円－195万1,291円＝6,104万8,709円）が所得として認識することも可能であるが、その所得の一部（本件の場合、2,300万円－1,380万円＝920万円）については所得税を課税するが、その余については課税しないという整合性のない結果を招くことになる。また、この問題は、前記(3)で述べたように、所得税法59条と60条において具現されているように、山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合には、相続税と所得税（キャピタル・ゲイン課税）との重複課税を認めているところであるが、当該重複課税のあり方にも火を付けることになりかねない。

すなわち、上告審判決の論理によれば、上記譲渡所得等の基因となる資産の移転についても、相続開始後のキャピタル・ゲインに対してのみ所得税を課税すれば足りるようにも解されるからである。そうすると、被相続人

最新 判決 研究

生命保険契約に基づき支払われる年金に対する相続税と所得税の二重課税問題

の取得価額等の引継ぎを定めた所得税法60条は、最高裁判決に反して違憲状態になりかねない。しかし、上告審判決は、そこまで問題が広がることを考えているかについては疑問が残る。



所得税の源泉徴収との関係

高橋 洋一

(1) 本件年金のような生命保険契約に基づく年金が雑所得に該当するか否かの判断基準としては、当該年金が所得税の源泉徴収の対象となっていることが挙げられるし、国側もそれを主張している。すなわち、所得税法207条は、次のように定めている。

「居住者に対し国内において第76条第3項第1号から第4号まで（生命保険料控除）に掲げる契約、第77条第2項（損害保険料控除）に規定する損害保険契約等その他政令で定める年金に係る契約に基づく年金の支払をする者は、その支払の際、その年金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。」

この規定によれば、本件保険契約が所得税法76条3項1号から4号までに掲げる契約（生命保険料控除の対象となる契約）に該当することであるから、本件年金が源泉徴収の対象となることは理解できる。しかし、そのことが、直ちに本件年金が雑所得に該当すること（課税所得該当性）の根拠になるものとは考えられない。

その理由は、同じ所得税の源泉徴収義務の

規定である所得税法183条1項の規定との対比にある。同項は、「居住者に対し国内において第28条第1項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し・・・」と定め、所得税法第28条第1項によって給与所得に該当するもののみを源泉徴収の対象にしている。したがって、当該条項によって所得税が源泉徴収されている「給与等」は、「給与所得」に該当するものであることが理解できる。

しかしながら、所得税法207条と35条との関係においては、そのような結合関係が存在していない。そのため、所得税法207条は、所定の生命保険契約等に基づいて支給される年金について所定の所得税額の包括的な源泉徴収義務を定めているが、その源泉徴収の対象になったものが即「雑所得」（課税所得）に該当するものとも解せない。このようなことは、年金の雑所得金額の計算方法を定めている所得税法施行令183条についても言えることである。

もっとも、そもそも非課税所得となるものについて所得税の源泉徴収義務を定めるいわれもないものとも解されるが、前述の保険金に係る相続税と所得税との不整備の関係を考えると、所得税法上の不備（不整合）が全くないとも言えないようにも考えられる。

- (2) 次に、本件の事実関係に即して考察してみると、本訴の請求は、本件年金が雑所得に当たらないことを理由に本件処分を取り消して、本件年金に係る源泉所得税額の還付を求めるものである。この場合、本件年金が雑所得に該当せず、本件年金に係る所得税の源泉徴収が誤りである（誤納）というのであれば、本件年金の受給者たるXに当該誤納金の還付請求を求める（確定申告を行う）権限はないものと考えられる（当該権限は、支給者

たる保険会社が有することになる。）（注12）。そうすると、一審判決は、訴訟審理における総額主義の見地から、審理を誤ったものとも考えられる。

しかしながら、前述のように、所得税法207条における本件年金に係る所得税の源泉徴収義務と本件年金の雑所得該当の有無を切り離して考察した場合には、本件年金に係る所得税相当額が形式的には適法に源泉徴収されたものとして、Xが行ったような還付請求を許容しても良いように考えられる（注13）。

この点については、上告審判決は、「所得税法207条所定の生命保険契約等に基づく年金の支払をする者は、当該年金が同法の定める所得として所得税の課税対象となるか否かにかかわらず、その支払の際、その年金について同法208条所定の金額を徴収し、これを所得税として国に納付する義務を負うものと解するのが相当である。」と判示し、本件年金に係る所得税の源泉徴収は適法であるから、Xが所得税の申告手続において当該源泉所得税額の還付を受けることができるとして、一応の解決を図っている。しかし、非課税となる所得に何故に所得税を源泉徴収しなければならないのかという疑問は残る。



上告審判決と国税当局の対応

四三

- (1) 以上のように、上告審判決は、本件年金のような生命保険契約の死亡原因によって支給される年金に係る所得税と相続税の課税関係について、最終的な司法判断を下し、国税当局の従来の取扱いを違法であるとした。よって、国税当局は、上告審判決に従って取扱いの変更を余儀無くされることになる。

この場合、従前において本件年金と同じような課税を受けていた者の取扱いが問題となる。そもそも、本訴が社会的に注目されてき

最新 判決 研究

生命保険契約に基づ
き支払われる年金に
対する相続税と所得
税の二重課税問題

たのは、そのような課税を受けてきた者が非常に多く、かつ、その金額が相当多額であるからにある。

このように、裁判所の司法判断によって国税当局の取扱いが否定され、当該取扱いが変更されることはままあることであり、そのことは、租税法律主義における合法性の原則が最終的には司法判断に委ねられていることと租税法の解釈が極めて難しいことに照らすと、やむを得ないことであり、租税法の解釈上の宿命と言える。

この場合、課税処分の取消しを求めて提訴して勝訴した者と同様な課税を受けて提訴しなかった者との関係については、「眠れる権利者は保護されず」のたとえのとおり、後者が救済されることは原則的にはなかった。かつて、国税当局の取扱いを違法とした判決を事由に、当該判決が国税通則法23条2項1号にいう「課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴についての判決」に当たるとして更正の請求をした者もいたが、裁判所においてもその請求が認められることはなかった（注14）。

- (2) ところが、最高裁平成17年2月1日第三小法廷判決（判例時報1893号17頁）（注15）が、贈与により取得したゴルフ会員権名義書換料の取得費性を認めて当該課税処分を取り消した際、国税当局は、前述の関係法令の規定や解釈論を無視して、他の同様な事案について納税者が申し出れば、法定申告期限から5年以内であれば減額更正（税額還付）をすることを明らかにしたことがある。これは、一見、納税者に対する親切なサービスであるようにも思われるが、課税当局が自ら合法性の原則を無視することとなるので、その方の弊害が多いことも銘記されるべきである。

結局、この事件を契機として、平成18年度税制改正において、「国税庁長官の法令の

解釈が、更正又は決定に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決に伴って変更され、変更後の解釈が国税庁長官により公表された」（通令6④五）場合には、それを知ってから2月以内に更正の請求ができることとされた（通法23②三、通令6④）。しかし、この更正の請求によって減額更正ができる期間は、当該税目に係る法定申告期限から5年以内に限られることになる（通法70②、71①二、通令30、24④参照）。

- (3) 然すれば、今回の上告審判決に関しても、本件年金と同様な課税（申告、更正決定等の処分又は源泉徴収）を受けている者は、国税通則法に定めるところによって更正の請求を行い、所轄税務署長は、当該更正の請求を受けて、法定申告期限から5年以内のものに限って減額更正をすれば足りることになる。

ところが、上告審判決が出された直後、財務大臣は、記者会見を行って、法定申告期限から5年を超えた事案についても税額還付を検討し、かつ、類似の金融資産についても二重課税の有無を検討することを公表した。このような公表は、一見、納税者サービスに徹しているようにも見受けられるが、他方では、租税法律主義における合法性の原則をないがしろにするという弊害にも留意しなければならないであろうし、租税収入の安定的確保を第一義としなければならない租税行政の最高責任者の発言としてはいささか疑問である（注16）。けだし、租税行政が、租税法の取扱いが裁判所で覆される度に何十年にも遡って課税関係を是正していたら、現場の

職員が困難事案に立ち向う意欲を殺がれるであろうし、ひいては、租税収入の確保が困難になると考えられるからである。

なお、本件年金のような相続税と所得税との二重課税問題については、相続税法3条1項1号にいう「保険金」から年金支給部分を除くとする法律改正を行う方がむしろ現実的な解決方法である。そのことも、国税当局は検討すべきであろう。



補佐人制度への問題提起

田中

(1) 以上のように、本件年金の雑所得該当性の判断、本件処分の取消訴訟における審理の方法等については、相当困難な解釈論を伴うことになる。にもかかわらず、本訴の一番においては、いわゆる本人訴訟によって審理が進められたものである。ただ、訴訟提起等においては、本件に関与した税理士の指導があったものと聞いている。そして、本件について弁護士が代理人に就かなかった（選任されなかった）最大の理由は、訴額が数万円という僅かの額であったからのようである。

そうであれば、民事訴訟法では、当事者又は訴訟代理人は、裁判所の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる（民訴法60①）のであるから、税理士が、訴訟代理人（通常弁護士）がいなくても、単独で補佐人の役割を果たすことができるようにも考えられる。しかしながら、このような場合にも、税理士が単独で補佐人として出頭することについて裁判所の許可が得られることは稀有であると考えられている。また、そのことは、平成14年税理士法改正前においても、そうであった。そうであるが故に、裁判所の許可がなくても税理士が補佐人になれるような税理士法の改正が必要であったし、それが平成14年の税理士法改正によって実現した。

(2) しかしながら、改正後の税理士法2条の2は、「税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述することができる。」と定め、税理士が税務訴訟において単独で補佐人となることを予定していない。これは、税理士の法律専門家としての地位向上と弁護士の職域確保を図ることの調整の結果妥協的に定められたものであろうが、本訴のような事件が起ると、改めて税理士法2条の2の規定のあり方が問題視される。

筆者は、税理士の地位向上の一環として、司法書士や弁理士と同様に（司法書士法3①六、七、弁理士法6、6の2参照）、税理士に対しても特別の場合には訴訟代理人の権限を与えるべきである旨指摘してきた。本訴は、その必要性を改めて認識させてくれることになる。また、訴訟代理人になることが直ちには困難であるにしても、少なくとも、代理人である弁護士がいなくても、司法書士法や弁理士法の例に倣って、弁護士と雷同しなくとも補佐人として法廷に出頭できるように税理士法2条の2第1項を改正すべきである。

しかも、現在、日本税理士会連合会は、税理士の資格制度等について税理士法改正を提案しようとしているところであるので、それに便乗すればよいはずである。しかし、同連合会の改正案では、この補佐人制度の改正は無視されている。

(注1) 本判決については、品川芳宣・本誌2007年3月5日号14頁、池本征男・国税速報2006年12月18日号（第5852号）6頁、三木義一・税理2007年2月号117頁等の評釈がある。

(注2) 所定の生命保険契約又は損害保険契約については、相続税法施行令1条の2に限定

最新 判例 研究

生命保険契約に基づき支払われる年金に対する相続税と所得税の二重課税問題

的に定められており、かつ、相続税法基本通達によって当該各契約が限定されていることを確認している（同通達3-4、3-5）。そのため、所定の生命保険契約又は損害保険契約以外の生命保険契約等を利用することによって、当該保険金について相続税課税を逃れる（一時所得として半額課税を受ける。）という節税商品がもてはやされることにもなる。

（注3）包括的所得概念の下では、人の担税力を増加させる経済的利得は全て所得を構成することとなり、したがって、反復的・継続的利得のみでなく、一時的・偶発的・恩恵的利得に含まれることになる（金子宏『租税法 第15版』（弘文堂）169頁等参照）。

（注4）所得税法基本通達36-1は、「法第36条第1項に規定する「収入金額とすべき金額」又は「総収入金額に算入すべき金額」は、その収入の基因となった行為が適法であるかどうかを問わない。」と定めているが、これも所得税法が包括的所得概念を採用している根拠となる。

（注5）泉美之松『所得税法の読み方—所得税法の基礎—』（東京教育情報センター）145頁、注解所得税法研究会編『注解所得税法4訂版』（大蔵財務協会）153頁等参照。

（注6）高倉明他編『所得税基本通達逐条解説 平成16年版』（大蔵財務協会）76頁参照。

（注7）前出（注5）76頁参照。

（注8）シャウプ使節団「日本税制報告書」第1編第5章13節参照。

（注9）品川芳宣「資産の無償等譲渡をめぐる課税と徴収の交錯(1)」税理2004年1月号24頁、前出（注5）『注解所得税法 4訂版』630頁等参照。

（注10）最高裁平成17年2月1日第三小法廷判決（判例時報1893号17頁）、前出（注5）『注解所得税法 4訂版』631頁等参照。

（注11）前出（注1）品川芳宣・評釈24頁参照。

（注12）最高裁平成4年2月18日第三小法廷判決（民集48巻2号77頁）等参照。

（注13）前出（注1）品川芳宣・評釈25頁参照。

（注14）京都地裁昭和56年11月20日判決（税務訴訟資料121号374頁）等参照。

（注15）この判決の評釈については、品川芳宣（税研148号（最新租税判例60）67頁）等参照。

（注16）品川芳宣「税務署が壊れる？」速報税理2010年8月21日号16頁参照。